

## ■■■利用にあたっての注意事項等■■■

## ○利用日について

- ・保護者が就労等で家庭にいない（見守りができない）日に利用できます。
- ・習い事等で一度児童育成クラブから帰宅した場合は、原則、同じ日に再び児童育成クラブを利用することはできません。
- ・短期（1ヵ月）の利用も可能です。

## ○開設日、開設時間について

- ・通常、午後6時までの利用となりますが、要件を満たす場合は、午後7時までの延長利用が可能です。利用する場合は、前月15日までに「開設時間延長利用申込書」を児童育成クラブにご提出ください。
- ・開設日であっても、台風接近などの災害発生の場合や児童の安全上必要であると判断される場合は、閉設や開設時間の変更等を行うことがあります（※ その際は、事前に保護者へご連絡いたします）。

## ○児童育成クラブの退会について

- ・入会の基準に該当しなくなった時点で利用はできません。速やかに「退会届」をご提出ください。（離職後の求職活動期間1ヶ月間は利用できます）。
- ・その他の事情により児童育成クラブを退会する場合には、事前に「退会届」を児童育成クラブにご提出ください。退会日は、原則として月の末日とします。

## ◇◇◇ 入会の基準に該当していても、次に該当する場合は退会となります ◇◇◇

- ① 入会申込にあたり虚偽又は不正があった場合
- ② 就労証明書等の確認書類の提出依頼をしても、期限までに提出がない場合
- ③ 正当な理由なく、利用者負担金などを長期（3ヶ月以上）にわたり滞納した場合
- ④ その他、児童育成クラブの運営上支障がある場合

## ○児童育成クラブの休会について

- ・年度内において、休会が可能です。事前に「休会届」を児童育成クラブにご提出ください。
- ・利用を再開する場合は、利用開始前月15日までに「再利用届」を児童育成クラブにご提出ください。

## ○利用者負担金について

- ・利用者負担金の納入期限は、利用月の末日です（月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）。
- ・納入方法は、原則、口座振替払いとなります。口座振替の受付は、インターネットの口座振替受付サービスをご利用ください（このサービスを利用できない場合は、金融機関窓口での申込みとなります）。
- ・利用者負担金は、出席の有無に関わらず納入していただきます。ご家庭の都合により1ヶ月間全く利用がない場合であっても、退会届や休会届の提出がなければ、利用者負担金の納入が必要です。利用しない場合は、前月までに退会届または休会届を提出してください。
- ・月の中途から入会する場合であっても、当月分の負担金が必要となります（日割はありません）。
- ・生活保護、就学援助の受給世帯は、利用者負担金の免除制度があります。該当の方は、**毎年度、免除手続きが必要**ですので、申請漏れがないようご注意ください。

## ○帰宅方法について

- ・日没後は、必ずお迎えをお願いします。
- ・児童の安全上必要な場合は、急きょお迎えをしていただくことがあります。
- ・お迎えは、必ず午後6時（開設時間延長を利用の方は午後7時）までをお願いします。
- ・一斉下校や保護者のお迎えが困難な場合は、子どもを預けたい方と子どもを預かりたい方からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター（096-345-3011）」等の利用をご検討ください。

※ 一斉下校の時間は、日没や各小学校での指導指針を目安に設定しています。

## ○出欠の連絡について

各児童育成クラブにおいて、事前に出席予定日の確認をします。出欠の予定が変更になったときは、必ず、保護者から各児童育成クラブにご連絡ください（出席予定者が1人もいない場合は、開設日であっても閉設となります）。

## ○体調が悪い場合の利用について

- ・発熱や腹痛、その他体調が悪い場合は、健康管理や他の児童への感染防止のため、児童育成クラブの利用はできません（※ 学級閉鎖となったクラスの児童も、同様の理由で児童育成クラブの利用はできません）。
- ・出席が停止となる学校感染症（新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合は、軽症であっても出席停止期間を経過するまで児童育成クラブの利用はできません。その後は医師の指示に従い、許可が出ましたら利用を再開してください。

## ○緊急連絡先の確保について

児童が病気やケガをするなど、児童育成クラブでの活動に参加できないような状況となった場合などは、保護者に直ちに連絡をしますので、入会申込書の「緊急連絡先」には、できるだけ多くの連絡先を記入し、**必ず連絡が取れるようにしてください**。

## ○スポーツ安全保険について

- ・入会の際に、スポーツ安全保険に加入していただきます。
- ・保険料は年額1,000円です（年度中途の入会の場合も同額 ※ 振込手数料含む）。
- ・加入の手続等は、各児童育成クラブで行いますので各児童育成クラブの定める方法で保険料を納入してください。
- ・保険の内容は、下記のとおりとなっており、**児童育成クラブの活動中のみの適用**となります。
- ・この保険の内容で不十分な方は、各ご家庭で民間の保険に別途加入するなどしてください。
- ・保険料の支払後、入会をキャンセルしても原則、返金できません。
- ・この保険は、治療や入院等の費用に対して支払われるものではなく、見舞金的な性質のものです。

<保険の内容>

### ○傷害保険

- ・死亡 3,000万円 ・後遺障害 4,500万円（最高）
- ・入院 1日 4,000円（1日目から補償） ・通院 1日 1,500円（1日目から補償）
- （例）・児童育成クラブの活動中にケガをした場合
- ・学校休業日に自宅～クラブ～自宅を通常の道順で通学中にケガをした場合

※ 学校授業日にクラブを利用した場合の登下校時は、学校の保険（日本スポーツ振興センター災害共済給付）の対象となります。

### ○賠償責任保険（限度額）

- 対人・対物賠償合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
- （例）・児童育成クラブの活動中、投げたボールが通行人に当たり、治療費を請求された場合
- ・加害者となり、法律上の責任が生じた場合

※ 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合は、保護者が法律上の損害賠償責任を負うこととなりますが、その被った損害を補償するのがこの保険の賠償責任保険です。ただし、故意または重大な過失があったときは、保険金が支払われず保護者のご負担になる場合があります。

## ○その他

- ・児童育成クラブでは、給食の提供はありません。学校で給食がない日は、必ずお弁当を持たせてください。
- ・入会申込書の内容（住所等）に変更が生じた場合、必ず、各児童育成クラブに記載事項変更届をご提出ください。  
※勤務先が変更になった場合は、新しい勤務先の就労証明書の提出が必要です。なお、契約期間が満了になった方は退会となりますので、契約更新（自動更新の場合を除く）の場合は新たに就労証明書をご提出ください。
- ・就労を理由として入会した後に離職や出産のための休暇を取得される等、入会要件が変更となる場合は各児童育成クラブへ届け出てください（出産に伴う利用は出産月とその前後2ヶ月の合計5ヶ月間となります。その期間を超える育児休業中の児童育成クラブの利用はできません）。

児童にとって、親と過ごす『ふれあいの時間』は、とても大切なものです。  
保護者が家庭にいらっしゃる時は、お子様と一緒に過ごしてください。

ご不明な点については、下記へお問い合わせください。

熊本市教育委員会事務局 青少年教育課 【電話】096-328-2277（平日 8:30～17:15）